

室蘭市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定着を図るとともに、定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、室蘭市地域おこし協力隊を置く。

(任務)

第2条 室蘭市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動に従事する。

(1) 観光振興に関する活動

(2) 前号に掲げる活動のほか、地域協力活動として市長が適当と認める活動

(任用)

第3条 隊員は、次に定めるすべての要件を満たした者のうちから、市長が任用する。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(2) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等（「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、本市に転入した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から本市に移し、かつ、住民票を本市に異動することができる者

(3) 任用期間満了後も本市で就業又は起業をして定住する意欲のある者

2 隊員の募集は、公募により行う。

(任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

2 任用は、任用期間の合計が3年を超えない限り、更新することができる。

3 隊員としてふさわしくない行為があった場合には、当該任用を取り消すものとする。

4 隊員は、任用期間を満了する前に退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに市長に申し出なければならない。

(身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）に定めるところによる。

(社会保険)

第7条 隊員の社会保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定めるところによる。

(災害補償等)

第 8 条 隊員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、市議会の議員その他非常勤の職員の室蘭市公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 32 号）に定めるところによる。

(活動経費)

第 9 条 隊員の地域協力活動に対しては、予算の範囲内で必要な経費を支出するものとする。

(車両の使用)

第 10 条 市は、隊員の地域協力活動において車両が必要と認めるときは、室蘭市自動車管理規程（昭和 59 年訓令第 13 号）に基づき庁用車の運転を許可するものとする。

(勤務時間等・休日・休日の代休日・休暇・育児休業)

第 11 条 隊員の勤務時間・休日・休日の代休日・休暇・育児休業は、室蘭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 2 号）及び室蘭市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）に定めるところによる。

(服務)

第 12 条 隊員の服務は、地方公務員法第 30 条及び第 32 条から第 35 条までの規定並びに一般職の職員の例による。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。